

東北支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年7月18日（水） 東北支社4階会議室	
委 員	風間 基樹（東北大学大学院教授） 齊藤 幸治（弁護士） 富田 真（東北学院大学教授） 久田 真（東北大学大学院教授） 小林 正明（東北経済連合会 専務理事） 古川 直磨（公認会計士・税理士）	
審議対象期間	平成29年12月1日～平成30年3月31日	
抽出案件	総件数【5件】	備 考
○工事	【3件】	
・一般競争	0件	該当なし
・条件付一般競争	1件	常磐自動車道 大久川橋（P C上部工）工事
・拡大型指名競争	1件	磐越自動車道 黒森山トンネルロックボルト補強工事
・随意契約	1件	東北自動車道 福島北ジャンクションランプ橋（鋼上部工）工事
○調査等	【1件】	東北自動車道 十和田管内盛土のり面土質調査
○物品等	【1件】	岩手県内ラジオ放送に関する広報業務（AM）
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	回 答 別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><u>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</u></p>	
<p>① 資料『工事審査実施状況報告』内の「2.事後審査の結果」中に東北支社全案件の平均落札率の記載があります。この中で1者入札の案件に特化した平均落札率の算出・分析は行っていないのですか。</p>	<p>① 1者入札に特化した平均落札率の算出・分析は行っておりません。 ただし、同資料内の「競争入札工事における入札審査（事後審査）一覧表」中の「入札者数」という項目が青着色されている工事が1者入札の案件であり、これら工事の落札率と東北支社全案件の平均落札率とを比較すると、前者の落札率がやや高くなっているように思われます。</p>
<p><u>【工事入札契約状況報告】</u></p>	
<p>① 報告書7ページの『NEXCO 東日本における入札不調対策』の⑤「技術者を参加要件から除外」について具体的な内容を説明願いたい。</p>	<p>① 国を始めとする公共工事の発注者は、工事の競争参加要件として所定の経験・資格を有する技術者の登録を求め、その技術者にかかる評価を含めた総合評価を行い、落札者を決定することになります。 このため、競争参加者は、競争参加資格確認申請時から落札者決定までの長期間にわたり当該技術者を当該工事に拘束せざるを得ず、競争参加するための技術者が不足して競争参加しにくい状況となっております。</p>
<p>NEXCO 東日本では、所定の経験・資格を有する技術者の登録を競争参加要件とせず、契約締結後に同技術者を配置可能であることを契約履行条件とするに留めることで、競争参加者は、競争参加資格確認申請時から契約締結までの間、同技術者を当該工事に拘束する必要がなくなりますので、より競争参加しやすくなり、競争参加者の増加が期待されます。</p>	
<p><u>【特定工種に関する横断的分析報告】</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	
<p><u>【競争参加資格停止等運用状況一覧表報告】</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	
<p><u>【資格取消等状況報告】</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	

意見・質問	回答
<p><u>【一次苦情及び一次説明処理状況報告】</u></p> <p>・該当なし</p>	
<p><u>【談合情報について】</u></p> <p>・該当なし</p>	
<p><u>【抽出事案の審議】</u></p> <p><u>「常磐自動車道 大久川橋（PC上部工）工事」</u></p>	<p>① 競争参加資格として求める同種工事の施工実績を過去15年としている理由を教えて下さい。また、過去15年という年数は、技術基準が改正された場合や他の工事種別の場合でも変わらないものなのでしょうか。</p>
	<p>① 過去15年というのは、基本的にはひとつの決め事ですが、当面変わることはないと思います。また、例えば、耐震基準が大幅に改正された場合において、改正後の施工実績をより高く技術評価するなど、技術評価の方法に反映させることはあります。</p>
	<p>② 第2回技術審議結果の技術評価点を見ると、10点満点中2.9点しか加点されていない者がいます。このような低い点数でも、「不適」とはならないのですか。</p>
	<p>② 競争参加要件を満たしている場合は、仮に0点であったとしても「不適」とはなりません。当該工事では、当該工事を施工するために必要となる「同種工事の施工実績」を競争参加要件として求めており、全ての競争参加者がその実績を有していることを確認しております。ただし、施工実績の技術評価基準において、a.NEXCO東日本発注工事の施工実績を高評価する、b.直近の施工実績を高評価することとしておりましたので、これらa及びbの基準に合致しない施工実績の技術評価点は低くなりますので、施工可能な競争参加者であっても、2.9点という点数が算出される場合があります。</p>
<p><u>「磐越自動車道 黒森山トンネル</u></p> <p><u>ロックボルト補強工事」</u></p>	
	<p>① 本工事は、本トンネル建設時の施工業者が2回目の調達手続きとして実施した拡大型指名競争入札に競争参加し、落札者となったのですが、競争に付しても競争参加者がいなかった場合には、2回目の調達手続きで随意契約としても良かったのではないかと思います。</p>
	<p>① 今回も不調であれば随意契約とすることをしておりました。</p>
<p>② 段階を踏んだということですか。</p>	<p>② そのとおりです。</p>

意見・質問	回 答
<p>③ 平成28年にもロックボルト補強工事を行っていますが、この時の契約者は今回と同じ者ですか。</p>	<p>③ 違う者です。</p>
<p>④ その者は今回参加していないようですが、理由は聞いていますか。</p>	<p>④ 辞退は自由としており、理由を聞くことはしません。</p>
<p>⑤ 今回の工事箇所と平成28年の工事箇所は隣り合わせですが、平成28年の工事発注の際に、今回の補強工事が必要であることは分からなかったのですか。</p>	<p>⑤ 分かっておりました。当該区間は暫定二車区間で長期間の通行止めを行うことができないため、施工区間を3つに分けて優先順位を決めて工事を実施することとしました。前回は中央部分を、今回は新潟県側を実施し、最後に福島県側を実施する予定です。</p>
<p><u>「東北自動車道 福島北ジャンクション ランプ橋（鋼上部工）工事」</u></p>	
<p>① 隨意契約の理由が前回の競争入札における入札不調とのことです、不調となった場合の次の調達手続きの決定に関するルールはあるのですか。例えば、競争入札時点での予め決めているのですか、それとも不調となった時点で決めるのですか。</p>	<p>① 明確なルールはありません。ただし、過去の入札状況を見て不調が予想されるような場合に、予め考えておくということはあります。</p>
<p>② 本工事のように工事完了時期が決まっている工事は、予め次の調達手続きを決めておけば、事務的な遅れも少なくなると思います。</p>	<p>② 基本的には、まずは競争入札の原則に基づいて競争入札を実施し、競争入札が不調となった場合には拡大型指名競争や入札前価格交渉等色々な調達方式を採用して再度入札を実施し、それでもなお不調となった場合は、随意契約することとしております。</p>
<p>③ 隨意契約理由書の中に概算工事費の記載がありますが、契約額を見るとこれより随分高くなっています。価格交渉でどのような交渉をしたか分りませんが、この最初の概算工事費が、2回実施した競争入札の不調の原因とは考えられませんか。</p>	<p>③ 2回とも競争参加者がいなかったため、入札前価格交渉を行っていませんので、価格が原因で不調になったものでは無いと考えられます。</p>
<p>④ 今回、優先交渉者24者に意向確認し、結果、2者から受諾があり、抽選で随意契約の相手方を決定した訳ですが、抽選から漏れた者はもう、出番はないということですか。</p>	<p>④ 随意契約の相手方が、手続き中に価格が折り合わない等の理由から辞退した場合などは、抽選から漏れた次順位の者に移行しますので、全く出番がないということではありません。</p>
<p>⑤ この場合、入札前価格交渉は1者と行うのですか、それとも2者と行うのですか。</p>	<p>⑤ 随意契約の相手方は1者なので、その1者と行います。</p>

意見・質問	回 答
<p>「東北自動車道 十和田管内盛土のり面土質調査」</p>	
<p>① 配置予定技術者には管理技術者と現場作業責任者があり、これらの者に対して求める技術者資格の記載方法として「かつ」、「若しくは」等の接続詞が複数用いられております。案件によりこの接続詞の使い方が異なるので、その使い分けについて説明願います。</p> <p>② 表彰実績を評価項目としておりますが、どのような場合に評価項目とするのですか。</p> <p>③ 第2回技術審議結果の最後の評価点について、最高点が65点で最低点が41点となっていますが、合格ラインのようなものはあるのですか。</p> <p>④ 技術評価点が0点であっても、価格が安ければ、7割を占める価格評価点だけで落札するというケースも、理論上はあると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>⑤ 今回2者が不適になっていますが、2者とも施工実績を証明する受渡書の記載不備等ということですので、何か様式上の問題があるということはありませんか。</p> <p>⑥ 不適となった者に対し、具体的な不適理由を伝えているのですか。</p>	<p>① これまでには、同じ技術者資格を求める場合であっても、工事・調査等の別等によりいくつかの表記方法が混在しておりましたが、今年4月より記載方法を統一しております。</p> <p>② 通常の一般競争入札方式では、工事・調査等問わず標準で採用されます。ただし、先ほどの「常磐自動車道 大久川橋（PC上部工）工事」のように常磐自動車道4車線化関連工事につきましては、復興・創生期間の限られた時間の中で工事を完成させるため、表彰実績の有無にかかわらず広く競争参加者を募りたいとの考え方から、特例として、表彰実績を評価項目としないこととしております。</p> <p>③ 合格ラインは0点となります。競争参加者が本件業務を実施するのに必要となる業務履行実績や技術者資格等を有する配置予定技術者を有する場合は、業務履行能力があると判断し、0点以上30点以下の技術評価点が付され、そのような実績等が無い場合は、不適となり、点数が付されません。</p> <p>④ 実際にはかなり難しいですが、理論上は有り得ます。</p> <p>⑤ 様式上の問題はないと考えています。</p> <p>⑥ 資格確認結果通知の後に、電話等により具体的な理由を補足説明し、理解をして頂いています。</p>
<p>「岩手県内ラジオ放送に関する広報業務（AM）」</p>	
<p>① 本業務の代金は、放送料のみですか。放送するコンテンツ作成料も含まれておりますか。</p>	<p>① 本業務の代金は、放送料と番組の制作料の2本立てとなっています。</p>

意見・質問	回答
② 本業務は随意契約なので、代金の妥当性の検証が必要と考えられる。他県での同様の業務の代金額との比較や年度毎の代金の変動状況の把握などにより、本業務の代金の妥当性につき説明ができるようにして頂きたい。	② 県ごとに実情も異なるので一概には申し上げられないが、東北地方の他県での発注の代金と比較しても、特段の金額差はないことを確認しております。また、例年の代金額についても、相手方の通常単価から一定額のディスカウントが行われており、一方的に高値での契約を強いられているわけではないものと考えております。

審議結果の報告	<p>審議案件全体について、入札の事務手続きについて特段の疑義はないものと認められます。</p> <p>なお、以下の点について、今後の入札手続きにおいて改善又は検討等お願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 震災後 7 年を経過しても、入札不調発生率はあまり減っていない状況である。積算価格が低いために、入札不調になっているのではないか。価格は社会の景気・情勢とも関係するが、適切な価格設定が必要と思われる。具体的には、今回の審査案件の随意契約方式では、当初予定価格 6 億円に対して、契約は 8 億円となった、例えば当初予定価格が 7 億 5 千万円と設定されていたら、入札不調にならなかつたのではないか？ 2. 随意契約の場合でも、適正・合理的な価格形成ができるよう工夫する余地がある。今回の案件で、具体を述べれば、2 者の入札希望がくじ引きで優先交渉権者が決まっているが、その者に独占的な優位性を与えなくてもよいのではという意見があった。 3. 随意契約の理由として、工期のことが大きな理由とされているが、最初から分かっているので、工期に合わせた発注方式を選定し、計画的に発注することが望まれる。 4. 調達業務を随意契約で行う場合、価格の妥当性をより明確に示せるようにすべきである。
---------	--